

エネルギー対策保証



当協会では、省エネルギー対策を行う中小企業者の皆様をご支援いたします。

本制度は、省エネルギー施設または非化石エネルギー施設の設置に必要とする資金を対象とした保証制度です。

太陽光発電設備、燃料電池設備、風力・水力・地熱発電設備などが対象で、自社の経費削減目的のほか、売電目的での利用も可能です。

対象者	次の①～②のいずれにも該当する中小企業者の方 ①山形県内に本店または事業所を有する方 ②省エネルギー施設または非化石エネルギー施設の設置に係る具体的な計画を有する方
対象資金	設備資金
保証限度額	2億円以内（組合4億円以内）
保証期間	17年以内
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	1.15%※
担保	必要に応じて要する。
連帯保証人	原則として、法人は代表者（実質経営者を含む）、個人は原則不要
必要書類	通常の添付書類の他、 「省・非化石エネルギー施設の設置に関する計画書」

※保証料率につきましては、山形県商工業振興資金融資制度を併用する場合、県・市町村からの保証料補給により、お客様のご負担が軽減される場合がございます。

◆ご相談は、以下の窓口で受付しておりますのでお気軽にご相談ください。

本店営業部 TEL:023-647-2240

米沢支店 TEL:0238-23-7630

長井支店 TEL:0238-84-1674

新庄支店 TEL:0233-22-3171

酒田支店 TEL:0234-22-7644

鶴岡支店 TEL:0235-22-6122

確かなサポート 明日への躍進 応援宣言



<http://www.ysh.or.jp/>